

広島高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税決定処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(廿日市税務署長)

平成20年2月6日棄却・確定

判 示 事 項

- (1) 納税者の商品先物取引は、委託した先物取引業者に背信行為があることなどから、公序良俗に反する無効なものというべきであり、当初に遡って存在しないものであるから、納税者の利益とされているものも現実のものではなく、これに課税することは許されないと納税者の主張が、仮に納税者主張のような事情から先物取引の委託行為又はその基本となる委託契約そのものが公序良俗に反し無効であるといえたとしても、これは、納税者が先物取引業者に対し先物取引の売買差益の支払請求権を主張してその支払を求めることを妨げるものではないから、上記公序良俗違反による無効を理由として先物取引の売買差益の請求権が納税者の所得でないとはいえないとして排斥された事例(原審判決引用)
- (2) 所得税法12条(実質所得者課税の原則)の意義(原審判決引用)
- (3) 実質所得者課税の原則からすれば、本件のような雑所得である先物取引委託契約上の差益の支払請求権についても、この利益を実質的に享受する者に課税しなければならないと解せられるが、通常、同支払請求権は法律上同契約上の委託者とされている者に帰属するから、委託者が実質的にもその利益を享受した者であることが事実上推定され、この推定を覆すに足りる反証のない限り、委託者がその所得者であることが認められると解するのが相当であるところ、本件においては、納税者の主張に沿う事実によって前記推定を覆すことはできないというべきであり、むしろ、実質的にも本件差益の支払請求権は納税者に帰属していたものと認められるとされた事例(原審判決引用)
- (4) 商品先物取引につき、翌年生じた損失の損益通算を認めるべきであるとの納税者の主張が、本件の先物取引のように専ら反対売買の成立の際に清算すべきものにあつては、反対売買の成立時に差損益金として債権債務の金額が具体的に確定するものである以上、その時点で雑所得の総収入金額又は必要経費の計上をすべきこととなるから、翌年の取引によって確定した損失について損益通算することができないのはやむを得ないものというべきであるとして排斥された事例
- (5) 平成15年12月26日時点では、納税者の取引上まだ売り玉、買い玉が残っており、これを同日の終値で計算するとマイナスになっていたから、取引を終了させて利益の返還請求権を行使した場合にはこれを清算した金額しか返還してもらえないとの納税者の主張が、値洗い損が計算上生じていたとしても、反対売買をして決済して初めて差損金として実現するものであつて、平成15年中に先物取引を終了させていない以上、納税者の主張する値洗い損通算額が同年中に具体的に確定したものであるとはいえないとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1) 省略
- (2) 所得税法12条(実質所得者課税の原則)は、所得の帰属につき名義又は形式と実質が異なる場合には、その名義又は形式にかかわらず、これを実質的に観察して、事実上これを享受する者の所得として課税するという、「実質所得者課税の原則」を明らかにしたものであると解せられる。
- (3)～(5) 省略

(第一審・広島地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成18年10月17日判決、本資料256号-270・順号10530)

判	決
控 訴 人	甲
同訴訟代理人弁護士	我妻 正規
被控訴人	国
上記代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分をした行政庁	廿日市税務署長
	山木戸 道則
同指定代理人	高坂 富士夫
同	大河原 照男
同	荻野 仁
同	安部 公一
同	山田 勝稔
同	勘藤 卓治

- 主 文
- 1 本件控訴を棄却する。
 - 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

- 事 実 及 び 理 由
- 第1 当事者の求めた裁判
- 1 控訴人
 - (1) 原判決を取り消す。
 - (2) 被控訴人が平成16年10月27日付けでした控訴人の平成15年分の所得税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
 - (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
 - 2 被控訴人
主文と同旨
- 第2 事案の概要
- 1 事案の要旨
控訴人は、平成15年3月14日から平成16年3月9日までの間、訴外A株式会社(後に商号を「B証券株式会社」と変更、以下「訴外会社」という。)に委託して継続的に商品先物取引を行った。処分行政庁は、控訴人のなした上記取引のうち平成15年12月31日までの間の平成15年度分の確定申告について、上記取引による平成15年度の差益金2007万2200円が雑所得に当たるとして、平成16年10月27日付けで257万9600円を納付すべき税額とする更正処分をするとともに過少申告加算税36万3500円の賦課決定をした。控訴人は上記更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分につき、異議申立、審査請求をした上、上記各処分の取消を求めて平成1

7年8月4日本件訴訟を提起した。

原判決は控訴人の請求をいずれも棄却し、控訴人はこれを不服として本件控訴をした。

2 前提事実並びに争点及びこれに対する当事者の主張

次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」欄の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 2頁7行目の「争いのない事実」を「前提事実（争いのない事実及び挙示する証拠又は弁論の全趣旨によって容易に認定できる事実）」と改める。

(2) 3頁4行目から17行目までの各「被告」をいずれも「処分行政庁」と改め、20行目の次に、行を改めて次のとおり加える。

「(4) 平成19年4月26日、控訴人の訴外会社に対する損害賠償請求訴訟事件（広島地方裁判所平成●●年(○ ○)第● ●号事件）において、本件先物取引につき訴外会社の担当従業員に新規委託者保護義務違反及び誠実義務違反等による不法行為が成立するとして、訴外会社に対し民法715条所定の使用者責任に基づく損害賠償責任を認め、損害賠償金の支払を命じる判決が言い渡された（甲10）。」

(3) 6頁22行目の次に、行を改めて次のとおり加える。

「また、翌年生じた損失の損益通算を認めるべきであり、控訴人は現実には利益を受けておらず、むしろ1481万8550円もの損失を被っておりながら課税処分が行われており、極めて不合理である。

しかも、平成15年12月26日時点では、控訴人の取引上まだC取引所のコーンの売り玉が641枚、買い玉が641枚残っており、これを同日の終値で計算すると1886万3500円の値洗い損になっていたから、取引を終了させて利益の返還請求権を行使した場合にはこれを精算しなければならず、その結果、差益金2007万2200円から上記値洗い損分1886万3500円を差し引いた120万8700円しか、実際には返還してもらえないことになる。したがって、被控訴人が雑所得に該当するとした差益金2007万2200円というのは計算上の数字に過ぎず、実際に控訴人が支配・管理していたものではない。」

第3 当裁判所の判断

【判示(1)】 1 当裁判所も、控訴人の本件請求はいずれも理由がないから棄却すべきものと判断する。

～(3)】 その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 8頁10行目の「後記(3)に」から13行目までを次のとおり改める。

「証拠（甲4ないし29）によると、本件先物取引につき訴外会社の担当従業員に新規委託者保護義務違反及び誠実義務違反等による不法行為が成立する余地は認められるけれども、本件先物取引の各委託行為又は本件委託契約自体が公序良俗に反して無効になるとまで認めることはできない。」

(2) 10頁22行目の次に、行を改めて次のとおり加える。

【判示(4)】 「控訴人は、翌年生じた損失の損益通算を認めるべきである旨主張する。しかしながら、本件先物取引のように専ら反対売買成立の際に清算すべきものにあつては、反対売買の成立時に差損益金として債権債務の金額が具体的に確定するものであ

る以上、その時点で雑所得の総収入金額又は必要経費の計上をすべきこととなるから、翌年の取引によって確定した損失について損益通算することができないのはやむを得ないものというべきである。

また、控訴人は、平成15年12月26日時点では、控訴人の取引上まだC取引所のコーンの売り玉、買い玉が各641枚残っており、これを同日の終値で計算すると1886万3500円のマイナスになっていたから、取引を終了させて利益の返還請求権を行使した場合にはこれを精算しなければならない結果、120万8700円しか、実際には返還してもらえないことになる旨主張する。しかし、値洗い損が計算上生じていたとしても、反対売買をして決済して初めて差損金として実現するものであって、平成15年中に本件先物取引を終了させていない以上、控訴人主張の値洗い損通算額1886万3500円が同年中に具体的に確定したものであることはできないから、上記主張は採用できない。」

【判示(5)】

(3) 10頁24行目の「被告」を「処分行政庁」と改める。

2 よって、原判決は相当であり、控訴人の控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第3部

裁判長裁判官 礒尾 正

裁判官 金馬 健二

裁判官 永谷 幸恵